

函館市医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 9 号

函館市医療法施行細則の一部を改正する規則

函館市医療法施行細則（平成 9 年函館市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式，別記第 4 号様式および別記第 1 3 号様式中

「

調理師	看護補助者
-----	-------

」を「

管理栄養士	調理師	看護補助者
-------	-----	-------

」に改める。

別記第 1 5 号様式別紙 1 中

「

定格管電圧 125kV 以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで0.25mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
------------------------------	-------------------------------	-------

」を

「

定格管電圧 125kV 以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで0.25mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
定格管電圧 125kV 以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置	装置表面において0.05mGy/時以下になる構造	有 ・ 無

」に，

「

移動型および携帯型エックス線装置ならびに手術中に使用するエックス線装置は，エックス線管焦点および患者から2m以上になる操作構造	有 ・ 無
---	-------

」を

「		移動型および携帯型エックス線装置 ならびに手術中に使用するエックス 線装置は、エックス線管焦点および 患者から2m以上になる操作構造	有 ・ 無	」
		携帯型エックス線装置のうち手持ち 撮影を意図する口内法撮影用エック ス線装置は、公称管電圧70kVで0.25 mm鉛当量以上の取り外しのできない 後方散乱エックス線シールド構造	有 ・ 無	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の別記第1号様式および別記第13号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第1号様式および別記第13号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。

3 改正後の別記第15号様式の規定は、この規則の施行の日以後に病院または診療所に備えたエックス線装置（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第24条の2に規定するエックス線装置をいう。以下同じ。）に係る医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項の規定による届出について適用し、同日前に病院または診療所に備えたエックス線装置に係る同項の規定による届出については、なお従前の例による。